



2025年5月29日

各 位

会 社 名 いすゞ自動車株式会社
代表者名 取締役社長 COO 南 真介
(コード：7202、東証プライム)
問 合 せ 先 広報部長 相川 貴之
(TEL. 045-299-9099)

自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2025年5月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、成長投資資金の確保、及び財務健全性の維持を目的とする内部留保の充実とのバランスを総合的に勘案の上、各期の利益をベースに株主還元を実施するとともに、自己株式の買入れについても機動的に実施していくことを基本方針としております。

この度、本日の取締役会決議により決定した当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）

に伴う株式需給への影響も念頭に、適正な自己資本水準を意識し、さらなる資本効率向上を図ることを目的として500億円(取得上限総額)の自己株式取得を実施します。また、取得した自己株式は全数消却します。なお、本売出しの詳細は本日公表の「株式の売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

2. 取得に係る事項の内容

| | |
|--|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 35,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.9%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 500億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 本売出しに係る売出価格等決定日(2025年6月10日(火)から2025年6月12日(木)までの間のいずれかの日)に応じて決定される本売出しの受渡期日の翌営業日(売出価格等決定日の6営業日後の日)から2026年3月31日(火)まで(注2) |
| (5) 取得方法 | 株式会社東京証券取引所における市場買付(注3) |
| (6) その他本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、取締役 専務執行役員 企画・財務部門 EVP 山口 真宏に一任する。 | |

(注1) 市場動向等により、一部または全部の取得が行われぬ可能性があります。

(注2) 売出価格等決定日が2025年6月10日(火)の場合、「2025年6月18日(水)から2026年3月31日(火)まで」

売出価格等決定日が2025年6月11日(水)の場合、「2025年6月19日(木)から2026年3月31日(火)まで」

売出価格等決定日が2025年6月12日(木)の場合、「2025年6月20日(金)から2026年3月31日(火)まで」
となります。

(注3) 市場動向等を勘案のうえ、2025年7月16日(水)以降、ToSTNeT-3による自己株式の取得を実施する場合があります。本売出しにおける貸株人である株式会社みずほ銀行は、貸株に充当した当社普通株式(4,391,800株(上限))の全部又は一部が株式会社みずほ銀行に返還された場合、返還された株式の全部又は一部につき上記自己株式の取得に応募する意向を示しております。

3. 消却の内容

| | |
|---|----------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 上記2.により取得した自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日 | 未定 |
| (4) その他本自己株式の消却に必要な一切の事項の決定については、取締役 専務執行役員 企画・財務部門 EVP 山口 真宏に一任する。 | |

(参考) 2025年3月31日時点の自己株式の保有状況

| | |
|----------------------|--------------|
| 発行済株式総数 (自己株式を除く) | 712,053,252株 |
| ※自己株式数 | 1,473,317株 |

※自己株式数については、取締役等を受益者とする信託が保有する株式1,430,430株を含めて記載しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。